（格付を行う取扱業者の認証の技術的基準）

第二十九条　法第十条第一項から第三項までの認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　認証に係る農林物資の生産、販売その他の取扱いの業務又は生産行程若しくは流通行程の管理若しくは把握の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　格付の組織並びに格付の表示の貼付、格付に関する記録の作成及び保存その他の格付の実施方法

（農林物資についての検査の方法）

第三十条　法第十条第四項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるところによるものとする。

一　（略）

二　抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところによること。

（農林物資の生産行程についての検査の方法）

第三十一条　法第十条第四項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する生産についての記録及びほ場、工場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（農林物資の流通行程についての検査の方法）

第三十一条の二　法第十条第四項第三号の農林物資の流通行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する流通についての記録及び流通に係る施設についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（小分け業者の認証の申請）

第三十二条　法第十一条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一～三　（略）

（製造業者等の認定の技術的基準）

第二十九条　法第十四条第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項の全部又は一部について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

二　品質管理の実施方法

三　品質管理を担当する者の資格及び人数

四　格付の組織及び実施方法

五　格付を担当する者の資格及び人数

2　法第十四条第二項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　生産及び保管に係る施設

二　生産行程の管理又は把握の実施方法

三　生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

四　格付の実施方法

五　格付を担当する者の資格及び人数

3　法第十四条第三項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　流通に係る施設

二　流通行程の管理又は把握の実施方法

三　流通行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

四　格付の実施方法

五　格付を担当する者の資格及び人数

（農林物資についての検査の方法）

第三十条　法第十四条第四項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるところによるものとする。

一　（略）

二　抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに別に告示で定めるところによること。

（農林物資の生産行程についての検査の方法）

第三十一条　法第十四条第四項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定めるところに従い、当該農林物資の生産業者が作成する生産についての記録及びほ場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（農林物資の流通行程についての検査の方法）

第三十一条の二　法第十四条第四項第三号の農林物資の流通行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定めるところに従い、当該農林物資の生産業者等が作成する流通についての記録及び流通に係る施設についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（小分け業者の認定の申請）

第三十二条　法第十五条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

一～三　（略）